



伊藤博文の国際政治 上編

春畠公追頌会著
代表者金子堅太郎／編纂主幹小松緑

水心肆書

本書は『伊藤博文伝』中巻・下巻（一九四〇年、春畠公追頌会著「代表者金子堅太郎、編纂主幹小松緑」、春畠公追頌会刊行）より国際政治に関する章を抜き出して構成したものである。各章の内容はその都度断り書きのない限りその章の全体を収録している。複数の章を括る部立て（元の本では「第（）編」）は元の本のままのものと本書において設けたものがある。「朝鮮事変と天津条約」「日清戦後的情勢」の部は本書において設けたものであり、「韓国の監理」の部は元の本の「韓国統監時代」と「第四次枢密院議長時代」を一つにまとめたものである。なお、「条約改正問題」の部の最後の二章は、元の本では後続の部に属している章であるが、そこに繰り込んだ。

目 次

〔上編〕

憲法制定の準備

国憲按起創 14

公と大隈との意見対立 23

明治十四年の政変 31

国会開設の大詔渙発 43

歐洲憲法の調査

歐洲派遣の勅書 50

渡欧と憲法研究 61

憲法に関する公の所信 74

スタンイン招聘の交渉 91

内政改革への寄与 101

帰朝 115

朝鮮事変と天津条約

明治十七年の朝鮮事変 120

天津条約の締結	134
清国水兵暴行事件と海防設備の充実	145
条約改正談判の頓挫	152
帝国憲法の制定	

憲法の起草	160
-------	-----

枢密院設置と公の議長就任	170
--------------	-----

枢密院の開院と皇室典範及憲法御諮詢	175
-------------------	-----

皇室典範及憲法の審議	188
------------	-----

帝国憲法の發布	202
---------	-----

条約改正問題

大隈案と世論の沸騰	220
-----------	-----

時局收拾策御下問	230
----------	-----

黒田内閣の瓦解と公の辞職	237
--------------	-----

条約改正問題善後処理と山県内閣の成立	245
--------------------	-----

松方内閣の成立と大津事件	249
--------------	-----

行政整理と外交問題	260
-----------	-----

日清戦役

日清開戦と公の軍事参画
朝鮮内政の改革

297

274

〔下編〕

日清戦役（承前）

戦時議会と戦局の進展 3334

下関講和談判（上） 346

下関講和談判（下） 364

三国干涉 387

日清戦後の情勢

台湾平定と朝鮮問題 406

内外政情の推移と内閣更迭 412

英皇即位六十年祝典参列 416

清国行 422

北清事変と公の忠言 428

日露戦役

日英同盟と公の歐米行 438

第三次枢密院議長 464

対露談判と国交断絶 474

遣韓特派大使挙命 491

韓国の監理

日韓協約の締結	518
統監就任と韓国施政改善	532
海牙密使事件と韓皇讓位	550
東宮御渡韓と韓太子來朝	566
韓国内政の刷新	573
韓皇南北巡幸陪從	579
韓國併合の廟議	599
韓國統監より枢密院議長に転任	602
李王世子同伴東北地方北海道歴遊	611
満洲行	611
薨去	620
国葬と余榮	624
索引	638

伊藤博文の国際政治

上編

本書における表記について

一、読みやすさのために左記の範囲に限つて表記の置きかえ等をおこなつた。

一、本書では新字体漢字、現代仮名遣いで表記した。但し引用文中の変則的な仮名遣いはそのままにした（例、東京え送達於ておや）。漢字の読みを確定しがたいために送り仮名の仮名遣いの現代化（及び濁点附加）を判断しかねるものは元のままにして「・」のルビを付した。

一、拗音と促音には小文字を使用した。

一、片仮名書きの引用文は平仮名書きに置きかえ、その引用文冒頭の一文字に＊のルビを加えてそれと示した。

濁点のない片仮名書き引用文には濁点を補つた。

一、読み仮名ルビを便宜的に加えた。元の本にあるルビは三五九ページの「引接寺」一か所のみである。

一、踊り字（繰り返し記号）は「々」のみを使用し、それ以外は文字に置きかえた。二の字点は「々」に置きかえた。「々」が使われている引用文中で、元の本のレイアウトで行頭に文字が来るために「々」が使われていないと見るべきところでは「々」で表記した。

一、鍵括弧の形状は現代の慣例によつた。

一、句点による一文の区切りのない引用文においては区切りうるところに「」を挿入した（元の本では「」は一切使われていない）。

一、引用文の段落冒頭には一字空きを置き、引用文中の二行割り書きは小字の一行書きに置きかえた。本書では段落冒頭に一字空きを置いたため平出が擡頭のようにも見えるところがあるが、元の本で擡頭は使われていない。平出は一切元の本のままとしたが、闕字は同じ引用文中で同じ語が闕字処理されている場合にはその語も闕字処理した。

一、本書刊行所による注記は「」で括って示し、元の本の「」は「」に置きかえた。

憲法制定の準備

国憲按起創

公〔伊藤博文の最終爵位が公爵〕は、曩に岩倉右大臣と共に歐米の政治制度を視察して帰朝せし時より、政体取調の任務を担当し、次いで左院に国憲編纂掛の置かるるや亦これに参画した。尋いで公の主唱に依り、憲政準備の一端として元老院の設立を見るに至りしが、明治九年〔一八七六〕九月七日天皇特に同院議長有栖川宮熾仁親王を召させられ、親しく左の勅諭を授け給うた。

朕爰に我建国の体に基き廣く海外各国の成法を斟酌し以て國憲を定めんとす／汝等それ宜しく之が草案を起創し以て聞せよ／朕將に撰ばんとす

熾仁親王は、この勅諭を拝するや、翌八日議官を召集し、勅諭を捧読したる後のち、議官柳原前光、福羽美静、中島信行、細川潤次郎の四名を国憲取調委員に命じ、恪勤事に当たり聖旨に副い奉るべき旨を諭されたるが、尚お事の重大なるに鑑み、別に書を岩倉右大臣に与え、後日草案成るに至らば、これを上奏するに先だち、同大臣に密送すべければ、これに対する意見を開陳せよと通告せられた。

爾來委員等は、國憲の起案に従事し、明治十一年〔一九〇八〕に至り日本國憲按九篇九十三条の草案を編成せしが、更に審議を尽し修正を加えたる上、十二年十二月該草案を有栖川議長宮に提出した。議長宮は取敢えずこ

れを岩倉右大臣に示し、意見を質されたるに、岩倉はこの草案を一閱し、不完全なる点多きを発見し、殊に第四篇第一条に「皇帝元老院及び代議士院合同して立法の権を行う」とあるを以て、我が国体と相容れざるものと為し、先づ公に所感を告げ、その意見を求めた。公は既に柳原議官より送り来れる謄本を一読して、その内容を詳悉せしこととて、直ちに左の通り所信を回答した。

國憲草案、元老院より差出方の儀は、尊慮の通、思召有之旨を以、未定稿の儘御引上げ相成候方可然奉存候。既に出来候。草案は、曾て柳原より写一通内々受取熟覽仕候。處、各国の憲法を取集、焼直し候迄にて、我国体人情等には聊も致注意候ものとは不被察候。必竟歐洲の制度を模擬するに熱中し、将来の治安利害如何と顧候ものには無之様奉存候。如斯皮相の見を以、容易変体に着手有之様にては不相成儀に御座候えば、至極可然奉存候。頤首再拝。

十二月二十一日

岩倉右大臣閣下

伊藤博文

有栖川議長宮は、この事情を聞かせられ、國憲取調委員に該草案の修正を命ぜられしが、尚お別に諸參議をして各別に國憲に関する意見を提出せしめ、聖鑑に依り、これを取捨せられ、我が國体に適應する國憲を制定し給わんことを奏請せられた。天皇は直ちにこの議を嘉納せられ、參議一同に対し立憲政体に関する意見書を提出すべき旨の御沙汰を下し給うた。

この間民間に於ける国会開設運動は日を逐うて益々熾烈となり、明治十年〔1877〕には土佐の立志社總代片岡健吉より民選議院設立建白書を京都行在所に提出するあり、十一年〔1878〕には立志社が盟主となり、大阪に全国の同志を糾合して愛国社を興し、十二年〔1879〕には前後二回に亘り同地に大会を開催し、各地に遊説

公と大隈との意見対立

明治十四年〔一八八一〕一月に至り、三条太政大臣、有栖川左大臣（明治十三年〔一八八〇〕二月元老院議長より転任）、岩倉右大臣は協議の上、日を定め御前会議を開き、諸参議の奉呈せる立憲政治に関する意見書に就き評議せんとしたるに、偶々参議川村純義より、御前会議に先だち諸参議の意見を略々統一し置く方然るべき旨を進言せしかば、三大臣は、その説を容れ、参議の首席たる大隈重信を招き、託するに諸参議の意見を統一する任務を以てした。因て大隈は同月十二日先ず當時熱海に滞在中の公と黒田とを訪い、憲法の大綱に就き協議する所ありしが、三人の意見すら一致しなかつた。尤も大隈は何故かこの時未だ意見書を奉呈せざりしかば、有栖川左大臣宮は勅旨に依り督促せられしに、大隈はこれに答え、臣は御前会議を開かせらるる際、親しく陳奏する所あらんとす、書は啻に意を尽さざるのみならず、漏洩の虞なきを保せざれば、差控え居る旨を言上した。その後ち諸参議既に意見書を提出したれば、大隈も亦爾かすべしとの勅命ありしかば、大隈は三月に至り、竟に長文の建議を有栖川宮を経て奉呈した。その要旨は、今や国議院の設立を請願する者野に満つ、これ同院設立の機熟せるなり。宜しく明治十五年〔一八八二〕末を期して議員を選挙せしめ、十六年〔一八八三〕首を以て議院を開くべし。君主は国民の輿望を察して政府の頭官を任用すべし。而して国民の輿皇の焦点をなす者は国議院内に多数を制する政党の首領なりとす。立憲政体の妙用はその実に在りて、その形に存せず。立法、司法、行政の三権を分離するはその形にして、国議院内多数党の首領を政府の頭官に挙用し、立法と行政とを一源に帰

せしむるはその実なり。立憲政治にこの実なれば、国家は崩壊の端を啓かん。国議院内政党の消長は解散に由りてこれを徵すべし。政府内に事務の連絡系統を保つ為め政党官と永久官とを區別して政府は先ず施政の主義を定むべし。政府の主義定まれば、反対の主義を持つする政党起り、政府と相砥礪して大政を玉成するを得べしといふに在りて英國流の議会中心制度を二年以内に急施せんとするにあつた。

大隈は、この書を有栖川宮に差出すに方り、必ず他見を差控えられたしと言上せしが、親王はその意見の余りに急激なるを意外とせられ、これを三条太政大臣、岩倉右大臣に一応内示せられたる上、闕下に進達せられた。

三大臣は協議の上、大隈が自らかくの如き急進論を懷く以上、到底他の参議の意見を統一する望なしとし、御前会議を取止め、左大臣陪侍の下に、各参議をして自己の意見を御前に陳奏せしむることとし、六月四日先ず山県より奏聞する所あり、越えて二十二日公は立憲政治に関する所見と現時の情勢とを陳奏した。

この時岩倉右大臣は、諸参議の立憲政治に関する意見の到底統一し能わざるを察知し、殊に大隈の意見の甚だしく急激に失するに鑑み、頗る前途を憂慮し、病氣の為め転地療養を願うに先だち、三条、有栖川両大臣に左の書を寄せ、この際憲法調査を専掌すべき一局を設くるを必要とし、且つその実行に就き、万事公に内談あ

りたき旨を陳述した。

毎々恐怖候得共今日も不參願候。湯治願書は、一兩日に可差出候。船便来る廿八日と申事に候間、夫迄に御聞届願度候。昨日条公より右御申上の旨御示畏存候。隨て各三木（参議）召も明日より被始候旨恐悦此事に候。此決局一局を被立と、其御人選との二つより外無之と存候。大隈建言も断然には候得共、實に可恐廉も可有之と存候條、万端極内伊藤え御内談の上、局也名称也御取極可然哉、尚御賢考願候。昨日は御用半途御断も不申入退出、實に令恐怖候得共、病氣不得止、失礼候。此段左府公え御断申入候。早々如かくのじよく此候也。

明治十四年の政変

廟堂に於ては立憲政体に関する方針に就て紛議あり、民間に於ては熾んに国会の急設を絶叫して政府に迫り、人心頗る不安を感じる折柄、端なくも開拓使官有物払下問題起り、これが為め終に所謂明治十四年〔一八八一〕の政変を誘発するに至った。

抑々開拓使は、明治二年〔一八六九〕七月北海道開拓の目的を以て創設せられ、四年八月に至りその事業費として一箇年一百万円、十箇年間総額一千万円を支出することとして經營し來りたるが、その期限が明治十四年〔一八八一〕を以て満了するに因り、政府は、同年五六月の交に至り開拓使を廃して県を置くことに決定した。この時、一二政商より開拓使經營の事業中特に有利なるものの払下を出願したるが、孰れも開拓使事業の趣旨を繼承するものにあらずとして却下せられた。その後ち開拓大書記官安田定則、同権大書記官折田平内、同金井信之、同鈴木大亮の四名より払下内願書を黒田開拓長官に提出した。その要旨は、今般開拓使廃止せらるるに付、自分等官を辞して一社を設立し、殖産興業に資する為め、開拓使所属の官舎、各種の製造所、倉庫、牧場、臘虎獵場、船舶等を併せて金三十八万七千八十二円に見積り、これを無利息三十箇年賦にて払下を受けたしというに在つた。黒田は、この願書に許可し然るべき旨の稟申書を添え、明治十四年〔一八八一〕七月二十一日これを三条太政大臣に進達した。

この開拓使官有物払下請願が、同月二十八日の閣議に付せらるるや、左大臣有栖川宮熾仁親王、參議大隈重

国会開設の大詔渙発

明治十四年〔1871〕十月十二日、明治二十三年〔1890〕を期し憲法を定め国会を開くべしとの聖旨を以て、左の大詔が渙発せられた。

*朕祖宗二千五百有余年の鴻緒を嗣ぎ中古紐を解くの乾綱を振張し大政の統一を總攬し又夙に立憲の政体を建て後世子孫繼ぐべきの業を為さんことを期す／嚮に明治八年〔1875〕に元老院を設け十一年〔1878〕に府県会を開かしむ是れ皆漸次基を創め序に循て歩を進るの道に由るに非ざるはなし／爾有衆亦朕が心を諒とせん

顧みるに立国の体国各宜きを殊にす／非常の事業實に輕挙に便ならず我祖我宗照臨して上に在り遺烈を揚げ洪謨を弘め古今を変通し断じて之を行う責朕が躬に在り將に明治二十三年〔1890〕を期し議員を召し国会を開き以て朕が初志を成さんとす／今在廷臣僚に命じ仮すに時日を以てし経画の責に当らしむ／其組織権限に至ては朕親ら衷を裁し時に及て公布する所あらんとす

朕惟うに人心進むに偏して時会速なるを競う／浮言相動かし竟に大計を遺る是れ宜しく今に及て謨訓を明徴し以て朝野臣民に公示す可し／若し仍お故さらニ躁急を争い事變を煽し国安を害する者あらば処するに國典を以てすべし／特に茲に言明し爾有衆に諭す

歐洲憲法の調査

歐洲派遣の勅書

明治十二年〔一八七九〕末より同十四年〔一八八一〕に亘り、諸参議が勅命に依り立憲政体に関する意見書を奉呈するや、議区々にして帰一する所なく、殊に大隈の英國式議会制度採用意見の上奏に因り、廟堂に一大波瀾を惹起するに至りしかば、公は憲法制定の前途を憂慮し、快々として樂しまざりしが、從来最も深く公の信任を蒙り、公に心服せる太政官大書記官井上毅は、この際、公の自ら奮起して憲法起草の任に当るを緊要とし、自分も亦死力を尽して犬馬の労を執らんと欲し、公に左の書を寄せ、その意を述べて懇切に慇通する所あつた。

先日は御寛詒被賜^{べんき}奉存候。時事漸く変局を現わし、安危の機実に今日に在り。後日風雨震雷交々至るの日、生命を儀牲に供するも以て挽回すること能わざるもの、今日に在りて或は一拳手の間に運動転化すべきもの有之、仰ぎ願くば、明公纖芥の現事を放却せられ、進で自ら御負担有之、以て戊辰以来の九仞の大業を一簣に成就し給わんことを。若し今日是を么麼無識の徒に委し、局面粗成の後は進退を以て是を争うも已に不可救と存候。

明公果して自進して丘陵の勢に拠り、上流必争の位置を占め、担当尽瘁可被成賢慮に候わば、劣々小生が如きも、兼て性弱く謗を得候事遺憾に存候^{みきり}砌に付、此節は必死を期して微力を致し度志願に堪えず候。勿論変乱の時機は已に熟せりと存候えば、是等は今更申上候迄も無之候。^{ひそか}に明公の為に謀るに、

渡欧と憲法研究

明治十五年〔一八八二〕三月十四日、公は、太政官大書記官山崎直胤、参事院議官補伊東巳代治、大蔵権大書記官河島醇、外務少書記官吉田正春、大蔵少書記官平田東助、判事三好退蔵並に参事院議官補西園寺公望、同岩倉具定、同広橋賢光等を従えて東京を出発し、横浜よりグリック号に搭乗、渡欧の途に就いた。西園寺以下三名は、別に公の指揮の下に、立憲君主國に於ける皇室制度、貴族の国家に尽すべき義務、上院の組織等を調査すべしとの特命を宮内卿徳大寺実則より受けた。西園寺は、明治十三年〔一八八〇〕十月仏国留学より帰朝するや、^{フランス}仏蘭西学者松田正久、中江篤介等と謀り、翌年三月東洋自由新聞社を創立し、その社長兼主筆となりしが、翌月内勅を蒙りて退社し、尋いで公の推薦に因り参事院議官補に任せられ、この時公の渡欧に際しその随行を命ぜられたのである。尚お公は、欧洲に於ける憲法の原理と運用とを調査研究すると同時に、我が国体の淵源と精華とを究明し置くを緊要なりとし、参事院議官井上毅にこの意を銘め、専ら後者の任務を担当せしむることとし、井上を隨員に加えなかつた。

公は一行と共にこの月二十二日香港に到着し、一時上陸廣東を視察し、二十七日香港を発し、四月二日新嘉坡シンガポールに入港した。公は同地より左の書を夫人に送り、渡航の行程を報じた。

皆々御無事にてめで度ぞんじまいらせ候。我等事も何のさわりもなく船にてくらし申候間、御安心可被下

憲法に関する公の所信

既にして夏季に入り暑中休講となりしが、公はこの期間をも講究に利用せんと欲し、奥地利の公法学者スタイン (Lorenz von Stein) に就て、更に研究を重ぬることに決し、伊東巳代治、岩倉具定、河島醇、平田東助、吉田正春等を従え、八月八日維納 (ヴィーナー) に赴き、翌日スタインに面会し、憲法調査の任務を帶び渡欧したる事情を告げて講説を依頼した。スタインはこの時六十八歳、元独逸人 (ドイツ) なりしが、故ありて奥地利に移住し、維納大学教授となりたる国家学、経済学、行政学等の大家なりしが、公の依頼を受くるや、直ちにその希望を容れて講説を快諾し、それより連日に亘り、一般国家組織の根本義より英、仏、独三国の政体の異同に至るまで、その蘊蓄を傾けて講述した。

公は、維納到着後間もなく、岩倉右大臣より左の書翰を接受したるが、それは本国に於ける一般状況を通報すると同時に、有栖川宮の御渡欧、陸奥宗光、林有造、大江卓等の大赦、改正条約の条項、中央銀行の創立等に就き、特に公の意見を求めたるものであった。

其後は御無音打過候。

聖上 両后宮 益御機嫌克被為渉、明宮、滋宮御方にも至御壯健追々御肥立恐悦の至御同慶奉存候。次貴卿始御一行御安康御滞欧、令遙賀候。内閣一同孰れも無異、殊更協和熟合諸事都合宜し、御放念是祈候。別

スタイン招聘の交渉

明治十五年〔一八八二〕九月十三日、公は有栖川宮に御暇を告げ、巴里より維納〔ヴィエー〕に引返し、再びスタインに就き聽講を継続した。公はスタインの卓越にして而かも穩健なる学説に敬服し、且つ独逸〔ドイツ〕学制の完備せるに鑑み、政治組織並に教育制度の改善を図る為め、同人を我が國に招聘せんと欲し、囊〔スモー〕に井上、山田等に尽力を依頼せしが、この月二十三日左の書を井上に送り重ねて考慮を促がした。

秋冷の候に御座候処、益御清康御奉務恭賀の至に候。陳者〔のぶれば〕（中略）小生取調の事は、暑中休暇に際し候故、維納へ罷越、幸にプロフェソル・スタイン休暇中にも可致從事との事にて、即今尚隔日に面会仕居候。十一月に至り再びベルリンへ罷越、グナイストに就き、未得完全の部分を承候積に御座候。實に歐洲政治学の進歩、輓近に至り全く従前の面目を改めたりと謂て可なる者有之、就中英と仏と獨と三国にて學問上の理論、實際、兩ながら異殊なることに至て其細微を悉し、妙味無窮を覚え申候。主權論及び行政府の職権、民選議會に対するの場合等に至ては、勿論既に其要領を得たる積に御座候。又議會の組織、選挙の方法、地方の組織、自治の体裁制限等、略其要是相分り候え共、政府各部内の機關より人民社會の実況、其關係等、アクチユ〔アクチユ〕ワールのポリックスを聊相学び度ものと存候得共、未だ其場合に不到、何分着欧以來僅に四箇月余にして、此間独撫両都の間に跨り従学罷在、我勉強力の達する丈けは出精仕候心得に御座候。先便已に博士スタ

内政改革への寄与

既にして明治十五年〔一八八二〕も将さに暮れんとし、クリスマスより新年に至る休暇季節に入るや、公は十二月二十七日ベルリンを発し南遊の途に上り、先ずウルムの古城に到り、独逸王族シグマーリングデン公を訪問し、翌年一月一日北転してワイマール公を訪問した。両公とも盛宴を張りて公を款待し、齊しく日本の駿々たる進歩を称揚せしが、談一たび宗教問題に及ぶや、異口同音に、日本人は西洋諸国民と信仰を異にするを以て、将来東西両国民の親交上、多少の支障を生ずるならん、日本はこれを如何にするやといふ質問を発した。公は、世界の列国各々風俗習慣を異にすと雖も、天賦の人心は則ち相同じ、その帰向に従て推移せば、左まで難事にあらざるべしと弁明して別れた。

併し歐洲の形勢を見るに、列強孰れも弱邦の侵略を事とし、殊に宗教を異にする東洋民族を蔑視し、常に禍心を懷くものの如くなりしかば、公は竟に力に対するには力を以てするの外なし、日本にしてその独立と発展とを期せんとせば、軍備の充実を図ること最も緊要なる情勢を看取し、ベルリン帰還後松方大蔵卿に左の書を送り右の趣旨を切言した。

十一月念五日の華封本日相達、謹説。先以賢兄時下御佳適、不相変御勉務遙賀此事に候。僕は十一月初旬從奥地歸來、尚踏前蹤憲法行政の事に從学罷在候處、歲暮新年は休暇に付、旧臘念七日ベルリン發程、獨逸南邦を

帰朝

曩に露国皇帝戴冠式参列の為め渡欧せられし有栖川宮熾仁親王は、その後戴冠式が都合に依り延期となりたるに因り、歐洲諸国を御歴遊、露国皇帝に御会見の上、大典延期の為め参列し得ざるを遺憾とする旨を告げられたる後ち、明治十六年〔一八八三〕二月一日御帰朝遊ばされた。然るに同月六日至り、露国皇帝は同年五月二十七日更に戴冠式を挙行すべき旨再び列国に通告した。

ここに於て、我が皇室は公をして右戴冠式に参列せしむることに決せられ、三月十三日倫敦滞在中の公に対し、特命全権大使として露国差遣を仰付けられ、尋いで露国皇帝に捧呈すべき左の御親書を公に授けられた。

朕^{*}が良兄弟威望隆盛なる全露西亞國皇帝兼波蘭國王芬蘭國グランジュック・アレキサンドル第三世陛下に白す／今や陛下皇后陛下即位戴冠の大典に際し朕が祝賀の誠意を陳ぶるは朕が両陛下を敬慕するの尤も切なるものなり／朕が多年両陛下及皇室に対する至親至愛の情は此時を措て他に之を表するの好期なからべし／朕は両陛下及貴國の新に隆昌を増すべき此盛事を見るは歎喜の至りに堪えざるなり／茲に朕が信愛する參議正四位勲一等伊藤博文を特命全権大使に任じ朕が名代と為し闕下に派遣し即位戴冠の大典に參し特に朕が祝賀の意を表せしめん為親く此書を両陛下に捧呈せしむ／冀くは両陛下特命全権大使の任を以て伊藤博文を待遇し且朕が諭命に従い両陛下の福祉を祈望陳述する所のものは之を信用聽納せられんこ

朝鮮事変と天津條約

明治十七年の朝鮮事変

明治十七年〔一八八四〕十二月上旬、朝鮮京城に再び変乱起り、日、韓、清三国の間に容易ならざる紛議を生ずるに至つた。明治十五年〔一八八二〕の事變後、我が國は懷柔方針を以て朝鮮に臨むこととなり、済物浦條約に依る我が公使館護衛兵を僅か一箇中隊に減少し、尋^ついで我が國の受取るべき賠償金五十万円の中四十万円を還附し、これを内政改革の資に充てしむることとし、只管ら好意を示した。朝鮮の進歩派領袖朴泳孝、金玉均、徐光範等は、我が国に來り、親しく文物制度の整備せる実況を目撃し、朝鮮も亦これに倣わんと欲し、帰國の後^{また}しばしば改革意見を建白した。然るに、当時の守旧派政府は、清國に倚り日本を斥けんとする方針を持せしことて、朴、金等の行動を憎み、何等かの名義を以てこれ等の人々を排斥し、進歩派の勢力を政府より一掃せんと企てた。進歩派は、これを探知するや、機先を制して現政府の顛覆を図らんとする折柄、この年十二月四日京城郵政局開序式に多数の内外高官參集するや、幾団かの壯士等は、先ずその近隣に火を放ち、式場の混乱に陥れるに乘じ、議政閔泳翊以下数人を殺傷し、尚お宮中の内外に於て、閔台鎬、趙寧夏、閔泳穆、李祖淵、尹泰駿、韓幸稷の六大臣を斬殺した。この時、朴泳孝、金玉均、徐光範等は、相共に宮中に入り、我が公使館に急使を送り、「日使來衛」を求むという國王の親書を伝達して、公使の入闕を促がした。因て我が駐韓弁理公使竹添進一郎は直ちに護衛兵一箇中隊を率い、國王の移座せる景佑宮に急行し、その守護に當りしが、翌曉に至り、李載元を首班とし、朴泳孝、徐光範、洪英植、金玉均等を網羅せる進歩派新内閣が組織せられた。ここに

天津条約の締結

二月二十八日公一行は横浜より乗船、清国に向うこととなりしが、天皇特に徳大寺侍従長を横浜へ遣わし給い、又特別の御沙汰に依り神奈川砲台及び横浜碇泊の軍艦は一行の出発に際し礼砲を発してその行を送つた。それより一行は三月一日海路神戸に到り、三日同港出帆下関を経て五日長崎に入港した。翌日公は同地より左の書を内閣に寄せ、撤兵問題に関する隨行雇英國人プリンクリーと神戸駐在英國領事アストンとの問答筆記を参考として送付した。アストンの論旨は、清国が到底朝鮮より撤兵することを肯んぜざるべしとし、これが対策を講ぜざるべきからずというにあつた。

本月五日朝六時頃一行無恙長崎安着。第六号迄の貴電接收、榎本、安藤へ電報を以、開河の模様為問合候処、安藤よりは已返答到来、榎本よりは未得返電、芝罘へ直航の事も同氏の意見に任せ候つもりに有之申候。駿河丸駛走不甚速候に付、薩摩丸のみ為念候共到底芝罘にて為待合候都合に可立到、不得止遲々進行罷在候。別紙はプリンクリー神戸にてアストンに面晤、撤兵論問答、為御参考差上置候。北京着の上は是等の議必四方より紛々相生候事と愚考、万一も支那は不同意無之も外國の関渉より撤兵を拒み候様の情況に出会候得ば、不得止電信を以御再議の確答を得不得伺候場合可相生、此段予め御考慮有之度候。為其勿々頓首再拝。

三月六日朝

博文

清国水兵暴行事件と海防設備の充実

明治十九年〔1986〕八月、清国北洋艦隊水師提督丁汝昌は、鎮遠、定遠、濟遠、威遠の四艦を率いて浦鹽斯德^{ウラジオストク}に渡航せし帰途、長崎に入港し、同月十三日その水兵四五名遊廓に登樓して泥酔暴行せしかば、我が巡査はこれを制止し、尚お聴入れざる者二名を引致せんとしたるに、彼等は一旦逃走し、更に十数名を語らい、巡査派出所に來り、嘲弄の言動を逞うした。因て我が巡査は彼等の抵抗を排して先きの暴行水兵を捕え、これを清国領事館に引渡した。十五日の夜に至り、清国水兵四百數十名一時に上陸して市中を徘徊し、乱酔暴行、衆を持んで我が警察署を襲撃し、巡査を殺傷したる為め、遂に彼我の間に衝突起り、市民もこれに加わり、双方に數十名の死傷者を出すに至った。

この時公は富岡に滯在せしが、偶々井上外相が北海道巡遊中なるを以て外務大臣の職務を摶行し居り、外務次官青木周蔵より清兵暴動の報を受くるや、直ちに帰京して省務を視たるが、二十三日清國公使徐承祖は、公を訪問し、この事件は別段深因あるにあらざれば、これを平和裡に解決する為め、日清双方にて事實を調査し、公平に処理したき旨本国より電訓に接したりと述べ、尚お上海より外国法律家を呼寄せる筈なりと告げた。公はその意を諒とし、直ちに左の書を司法大臣山田顕義に送り、我よりも亦外国法律家を特派し、これに対処しては如何と注意した。

条約改正談判の頓挫

新内閣組織以来、公が内政釐革の外最も力を尽したるは、永年の懸案たりし条約改正の遂行であつた。曩に外務省に於ける予議会の協定せる所に基き、井上外相は、通商条約案と裁判管轄条約案とを作成し、明治十九年〔一八八六〕五月以来、各国公使と談判を開き、互に討論を尽したる結果、同二十年〔一八八七〕四月に至り先ず裁判管轄条約案に就き大体の協定を見るに至つた。その要点左の如し。

一、条約批准後二箇年以内に日本全国を外国人のため開放す。

一、泰西の主義に従い、司法組織並に刑法、治罪法、民法、商法、訴訟法を制定し、その英訳を本条約批准後十六箇月以内に各國政府に送致し、而してこれを改正するには予め通知するを要す。

一、全国開放の日より三箇年間は東京、横浜、神戸、大阪、長崎及び函館に領事裁判権を存続し、地方裁判所、控訴院、大審院に於て外国人に係る訴訟を審判する裁判官の多数は、外国属籍の者を用い、諸犯罪の予審は総べて外国属籍の裁判官一人をして掌理せしめ、裁判所の宣告書、命令書、判決書等は英語を用う。

一、本条約の有効期間は批准後十七箇年とす。

既にして司法省法律顧問仏国人ボアソナードは、井上外相の諮問に応じ、この条約案に対し意見書を提出し

帝国憲法の制定

憲法の起草

公は曩に憲法起案の命を拝するや、先ず立憲政治の前提たるべき諸制度を整備する必要を感じ、華族令の制定、内閣制度の樹立、行政組織の革新、宮内省の釐革等に尽瘁せし為め、憲法そのものに就ては、専ら基礎的調査を進めたるに止まり、愈々その起案に着手せるは、これ等諸制度の略々完成するに至りし明治十九年「¹⁸86」以後であった。而して憲法の起草に就き、公の最も苦心せし所は他なし、元來歐洲諸国に發達せし憲法制度を參照し、新たに我が國体に適応する特殊の憲法を制定するには如何なる用意を必要とすべきやといふに在つた。かくて公は、深思熟考、曩に元老院より提出せられたる國憲按又は民間に於て作成したる私擬憲法案の如く、徒らに民権を偏重し、一君万民の本義を忘るるが如き弊を避けんとし、先ず天皇大權主義の憲法を起草するの根本方針を定め、歐洲各國憲法の學理と實際とは、主として立案の技術的方面に於て參照するに止め、その本源はこれを我が國祖宗の遺業に求めて、天皇の大權を確乎不拔の基礎の上に置き、閣臣の輔弼、議会の翼賛の分界を正し、臣民の権利義務を明かにせんことを期したのであつた。當時公が日本憲政の真髓として手書せる左の記録に拠るも、公の憲法起草の真意と信念とを推測するに足る。

* 恭て按するに、我力國君民の分義は既に肇造の時に定まる。中世屢々変乱を経、政綱其の統一を弛えしに、大命維新、皇運隆興し、聖詔を渙発して立憲の洪猷を宣べたまひ、上元首の大權を統べ、下股肱の力を

枢密院設置と公の議長就任

これより先き、公の起草せる憲法草案を審議する方法に就き、学者、政客間に種々の議論あり。或は国民の代表者をしてこれを審議せしむべしといい、或は官民双方より選出せる委員をして合同審議せしむべしといい、或は元老院の審査を以て足れりといふものあり、閣員の意見も亦必ずしも一致しなかつた。併し公は純然たる憲法欽定論を主持し、憲法は我が国体上天皇親しく裁定し給うに於て始めて不磨の大典たるに至るべく、草案は唯々欽定の資料として、聖明の裁酌執中に供せんとするに過ぎざれば、断じて歐米民主諸国に行わるるが如き國約の制に倣うべきにあらず。因て新たに最高顧問の府として枢密院を設け、これに元勲及び練達の人物を網羅し、天皇親臨の下に、該草案を精査深究せしむべしとの議を執つた。その結果として枢密院が新設せらることとなつた。

かくの如く、枢密院の設置は、一面その端を憲法草案諮詢の目的に発したるも、公の真意は、これを恒久機関とし、重要な案件の諸間に奉答するの外、政府と議会と衝突し、内閣の辞職か議会の解散か孰れかを裁断し給う場合に、同院をして実際の情勢に照らして献替の責をも尽さしめんとするに在つた。當時公が井上毅に送りし左の書翰にも、枢密院の職権に就きこの趣旨が明示せられてある。

其後御風氣如何に候哉、時令不順の際別て御加養有之度。枢密院職権云々は御示の御高論熟考の上伊東へ

枢密院の開院と皇室典範及憲法御諮詢

公は四月三十日枢密院議長に任せらるるや、直ちに夏島より帰京、井上枢密院書記官長及び伊東金子両同院書記官を督して開院の準備に着手し、且つ顧問官の補充は勿論書記官の増員に至るまでも、自らこれを指揮した。その間の事情は、公と伊東との間に往復せられたる左の書翰に拠りて窺い知られる。

一兩日の内より枢密院開会のつもりに候処、場所等の用意も未相整、書記官一人も出動する者無之ては、到底至急の運に相成兼候に付、金子御申合にて必ず一人は御出動相成候様致度候。花房（直三郎）の事も大限へ及談合候処、承諾に付、早速表向及照会、且上申の手続も無之ては不相成候。他の一人は平山（成信）にては如何、松方へ可及相談候。勿々頼首。

五月四日

伊東秘書官殿

博文

拝啓。本日は折角御来院被下候所、尊邸へ伺候馳違不在中不得拝鳳、殘念の至奉存候。開院準備の儀も一昨日井上会計局と相談、本月迄に需要品も不残可取揃手順に相運候筈に付、今朝出頭の上点検仕候所、大概の品も取揃居候えども、間取の工合些少の変更をする場所並に議事の漏洩を防ぐ為取締等の都合も有之、

皇室典範及憲法の審議

最初の枢密院會議は、明治二十一年〔一八八八〕五月二十五日を以て天皇親臨の下に開かれ、有栖川宮熾仁親王、小松宮彰仁親王、有栖川宮威仁親王^{ながひ}並に三条内大臣これに参列し、公は議長として會議を統率した。開院式の際に謄本未だ整頓せざりし為め、憲法を先きに議することとし、その草案を分配せしが、その後ち間もなく、皇室典範の謄本出来せしかば、公は当初の予定通り皇室典範を先きに審議する旨を宣言し、自ら逐条説明の任に当り、井上書記官長これを補足し、伊東金子両書記官は主として議事の筆録に従事した。

會議は爾来八日間、毎日午前、午後に亘つて続行、六月十五日に至り皇室典範草案を議了した。この間、天皇一日も臨御を欠き給わず、大臣、顧問官等の論議を聞召され、尚お入御の後ち侍従を遣わされ、伊東金子両書記官をして、当日修正を経たる条項を悉く御手許の草案に記入せしめ、時には公を召し、その修正箇条に就き御下問あらせらることも一再に止らなかつた。これ等の御事は、爾後憲法以下諸法典の審議に際しても、終始渝^{かわ}らせらることなかりしかば、公はその御励精に感激し、一層鞠躬尽瘁、以て聖明に答え奉らんことを期したりといふ。

これより先き、皇室典範草案の審議に當り、公は枢密院會議とは別箇に、臨時帝室制度取調委員長たる賞勲局總裁柳原前光をして、該草案並にこれに關聯せる細則的部たるべき法規の調査に當らしめたるが、當時柳原が公に送りし左の書翰に、この間の事情が詳述してある。

帝国憲法の発布

これより先き、公は憲法発布の時期に就き聖旨を伺いたる、明治二十二年〔一八八九〕二月十一日紀元の佳節こそ然るべきとの御沙汰を拝せしかば、爾來銳意賢所御告文、群臣に賜うべき勅語等を起案し、遂次叢覧に供し奉つた。然るに勅語案に就ては特に思召あらせられ、畏くも天皇親しく御修正あらせられしことは、當時伊東秘書官より公に送りし左の書に拠り拝察せられる。

拝啓。英訳印刷予期の通昨朝迄に不残出来候に付一応持帰り丁寧校合仕候所、両三ヶ所誤刷も有之、各通共精密校閲の上訂正を加え、本日再び印刷に附し、夕方迄に不残整頓、一時に重荷を下し候様の心地いたし安堵仕居候所へ、不計も又々勅語の文字御思召にて御筆正相成候趣申參候に付、不敢訛文を訂正し更に印刷に附し、唯今悉皆相整候間、左の目録の通り各種二部宛差上候。右の次第に付、再刷に附し候ものも案外相増し、殊に先日も議院法中三十日と十五日を被改候等の為、空しく再刷を要し、紙数を費し候事不尠、随て入費も案外相嵩候事と存候えば、此辺は御含置被下度候。先是にて小生担当の分は相済み、今夜より久振安眠可仕と相塗愉快至極、是より近傍の茶屋にて一大白を傾け帰宅可仕と存居候。恐々謹言。

巳代治

二月七日夜活版所にて
議長公閣下

條約
改正
問題

大隈案と世論の沸騰

曩に外務大臣井上馨が条約改正談判中止の責を負うて辞職するや、公は暫く外務大臣を兼任せしが、明治二十一年〔一八八八〕二月に至り、大隈重信、外務大臣に任せられ、専ら条約改正の衝に当ることとなつた。越えて四月三十日黒田清隆の公に代つて内閣総理大臣に任せられたる後のちも、大隈は尚お留任し、同年十一月に至り新たに条約改正案を作成し、これに依て列国公使と談判を開かんとした。なた。新条約案は、井上案の如く通商条約と裁判管轄条約とを分離せず、兩者を総括して一箇の和親通商条約と為したるものにして、通商關係の条項は大体井上案を基礎とし、多少の修正を加えたるに止まりしが、裁判権に就ては、条約実施後五箇年間、外国人居留地内に限り領事裁判権を從前通り存続し、この期間経過後に至り、外国人の内地雜居を許すと共に、領事裁判権及びこれに附属せる外国人の特典を一切廃止し、帝国の裁判権を全国の外国人に適用することとし、尚お前年の裁判管轄条約案に規定せしが如き、外国人を我が各裁判所の判事に任用し、並に我が法律を歐米の主義に依て編纂すべし等の条項は一切これを削除したるも、これに代えて大審院に限り外国人判事を置き、外国人の被告たる事件の最終審裁判を掌らしむこと、並に我が政府に於て刑法、治罪法、民法、商法、訴訟法を改正編纂し、その英語翻訳文を一箇年半以内に公布することに関する二通の外交公文を外務大臣の名を以て各國公使に交付することとした。

大隈外相はこの条約改正案を作成すると共に、談判の方法に就ても種々考慮を廻らしたる上、從来の如く各

時局収拾策御下問

明治二十二年〔一八八九〕八月十五日、公は小田原より夏島に赴きたるが、偶々獨逸^{ドイツ}留学中病を得て帰朝の途に在りし嗣子勇吉が、二十一日神戸に帰着する旨同人よりの電報に接せしかば、十七日小田原に引返し、十九日小田原出発二十一日神戸に到り、翌日勇吉の帰朝を迎えしが、医師の勧告に依り同地に於て暫く療養せしむることとした。二十四日に至り、寺島枢密院副議長より、帰化法案審議の為め不日枢密院会議を開くべく、これと同時に条約改正案をも院議に付する件に就き、公の指揮を仰ぎ来つた。公はこれに対し帰化法案の審議は自分の帰京を待たず速かに開始すべき旨を電報し置き、尚お伊東枢密院書記官長に左の書を送り、条約改正案を枢密院に付議することを要求するは穏当ならずとの意見を述べ、寺島にその趣を通達すべしと命じた。

寺島より書翰到来、帰化法案御下附開会の儀、小生帰京迄延引の儀照会有之候故、可成速に顧問官一同招集開会着手有之度、以電報及回答置候。同氏の考案にては不要至急との意に候得共、於内閣は片時も速に議決相成度要求に有之候上は、枢密院にて緩急を酌量するの権力等有之儀に無之候間、一日も速に着手相成度企望の至に候。

同氏書翰中、帰化法御諮詢と同時に条約改正案をも御下附不相成候では議事に差支候哉に陳述有之候処、小子は難致了解、条約案を院議に被附と否とは全く別論にて必しも帰化法と連帶するものには無之と存候。

黒田内閣の瓦解と公の辞職

既にして公は小田原に帰り暫く形勢を觀望しつつありしが、山県は海外に於ける観察状況を奏聞したる後ち、大磯別邸に留まりて出京せず、黒田首相は進んで時局を收拾せんとするの力なく、殆ど為す所を知らざるもの如くであつた。天皇痛く国務の渋滞を軫念あらせられ、吉井宮内次官をして時局解決の途を講ずる為め、御前会議を開くべき旨を黒田に命じ給いたるに、黒田はこれを奉承しながら、急に実行する様子もなかつた。ここに於て、吉井は西郷、大山と謀り、西郷より黒田に勧むるに、公の意見を確めたる上、御前会議を開催せんことを以てしたるに、黒田も終にこれを承諾せしかば、西郷は十日公を小田原に往訪することとなつた。その日元田は特使を馳せて左の書を公に送り、叡慮の在る所を伝えた。

拝啓爾來愈御清康奉敬賀候。然者先日來御沙汰に相成居候内閣開議並^{ならびに}黒田より閣下え談合の一条、黒田御受有之候て未だ実際相運び不申候処、猶又御催促被為在候末、吉井、大山、西郷の談合にて此節黒田には閣下と御協議致し候上にて、其模様に応じ開議も可致との議に決し、西郷儀其御地へ出張、其趣御談じ合致し候由、叡聞に達し、右様黒田より申出候に付ては、閣下には其意に被心必御熟談、可否御談決可被成と被思召上候得共、先頃來老拙御内談掛りの末に付、今一應得貴意候て折角黒田儀是迄に相運び候事に付、何卒閣下御出張十分の御論談有之候様深祈の至に奉存候。

条約改正問題善後処理と山県内閣の成立

この時三条總理大臣は当面の懸案たる条約改正中止の善後策を講ずるの必要に迫られしも、大隈外相の引籠中にこの錯綜せる外交問題の処理に当るべき適任者なかりしかば、當時辞表を提出して帰省中なりし井上農商務大臣を臨時外務大臣に充てんとし、宮中顧問官品川弥二郎及び枢密顧問官野村靖をして山口に赴き井上を迎えしめた。當時公は尚お神戸に滞留せしかば、井上は、品川野村両人と相携えて、十一月二日山口より神戸に赴き、公と謀る所あり、結局山県を首相に推し、井上は辞職して内閣を改造するを得策とすというに意見一致した。かくて、井上は同地より再び山口に引返し、品川野村両人は帰京の上、井上の受諾せざる旨を復命せしかば、三条は大いに困惑し、公の十一月五日を以て入京するや、直ちに左の書を寄せ、当面の措置につき意見を徵した。

寒氣相加候処、倍ますます御清適欣賀候。然ば尊官辭表御懇請被聞食遺憾此事に存候。しらしながら乍併よしよし為國家冥々中御尽誠相成候事は不容疑、猶方なお今國歩艱難の際偏御厚配相成度候。小生も過般事情切迫、不得止負荷の不堪を不顧當職奉命仕不堪恐懼候。ひよえに偏よしよし尊台に於て友誼上御心添に預度企望仕候。目下の難題たる条約改正始末に付ては、山縣伯始御内談も被致候事と存候。ついてながら内閣の廟議相纏り候様御尽力あらまほしく存候。閣議一定不致しては百事紊亂是のみ而已憂慮仕候。乍序申陳候。外交处分の件枢密院え御諮詢の事なり、憲法上にも重要な国務

松方内閣の成立と大津事件

〔草冒頭からの松方内閣の成立に関する部分を省く〕

松方首相就任後間もなく、滋賀県大津に於て、我が國賓たる露国皇太子ニコラス・アレキサンンドロウイチ（後の皇帝ニコラス二世）が沿道警衛の一巡査に斬付けられたる不祥事件が突発した。

露国皇太子は、浦塩期徳に於けるシベリア鉄道起工式並に東京のニコライ会堂落成式に臨まんが為め、前年本国出発瓊地利を経て希臘に到り、同国皇太子ジョージを伴い、印度及び支那地方を遊歴し、四月下旬長崎に到着、それより鹿児島、神戸を経て五月十日京都に入り常盤ホテルに宿泊し、十一日接伴掛有柄川威仁親王の御案内にて大津に赴き、琵琶湖遊覧の後ち、県庁にて昼餐を摂り、小憩の上京都に帰らんとして、大津町京町筋下小唐崎町を通過せる際、折しも警衛に当れる一巡査は、ニコラスの坐乗せる人車に近づき、突然帶剣を抜いて、その頭部に二度まで斬り付けた。その創痍はさまで重傷にあらざりしかば、ニコラス一旦県庁へ引返し、応急治療の後ち、夕刻京都へ帰還した。加害者は津田三蔵といい、露国皇太子の来朝を以て他日の侵略に資する観察旅行ならんと臆断し、これを斃して露国人の心胆を寒からしめ、依て以て我が将来の国難を朱然に防がんと欲し、この兇行を敢てしたのであった。

天皇は、この兇変を聞き給い、痛く軫憂あらせられ、即日北白川宮能久親王に命じ、外務大臣青木周蔵及び内務大臣西郷従道を従え大津に急行せしめ給い、尚お親しく御慰問遊ばさるる思召にて、翌朝京都に御登輦あ

行政整理と外交問題

明治二十六年〔一八九三〕三月一日第四議会終了してより間もなく、閣員の更迭あり、文部大臣河野敏鎌は枢密顧問官に転じ、枢密顧問官井上毅その後任となり、海軍大臣仁礼景範も枢密顧問官に転じ、陸軍中将西郷従道その後任となり、又司法大臣山県有朋は枢密院議長に転じ、公は一時司法大臣を兼ねしが、その後ち宮中顧問官兼帝室会計審査局長芳川顕正がその後任となつた。

これより先き、山県は当時難問題たりし弄花事件処理に次いで司法部内の肅清に専念したる結果、大審院長児島惟謙以下同院判事十余名の退職及び検事総長松岡康毅の辞職を見るに至つた。因て山県はこれを機として勇退せんとしたるが、元勲總出の本旨に基きて遂に枢密院議長に任せられたのであつた。又西郷は曩に品川弥二郎と共に国民協会を創立し、各地に遊説を試み政府の擁護に努めんとせしが、将来或は部下の擁する所となりて一身を誤ることなきを保せずとて、天皇は痛く軫念あらせられ、西郷をして暫く歐洲を視察せしめんとの思召を洩らし給いしかば、公は深く歎慮に感激し、西郷をして国民協会を脱せしめ、同人を海軍大臣に推薦したのであつた。

元来反政府党議員が、海軍拡張に反対せるは、必ずしも軍艦製造を不急と認めたるにあらず、その実は行政部内殊に海軍部内の宿弊に懽らざりしに因るものであつた。因て公は行政各部の改革を断行すると同時に、海軍部内多年の弊竇を芟除し、以て人心を一新せんとし、その計画に就き屢々奏聞して聖裁を仰ぎたる結果、三

日
清
戰
役

日清開戦と公の軍事参画

明治二十七年〔1894〕五六月の交、朝鮮に於て東学党なるもの、乱を起し勢い猖獗を極むるに至り、同国政府は頗るその鎮定に苦んだ。

東学党というは、李朝哲宗十一年（万延元年〔1860〕）慶州の儒生崔濟愚が儒、仏、道の三教を折衷渾化して創唱せし一種の宗教的団体にて、初めは世人より異端視せられ、政府よりも極度の迫害を受けたるに拘らず、漸次一部の民心に浸潤し、尋いで政府に不満を懷く者これに來り投するに及び、屢々不穏の行動に出づるに至り、この年の四月同党の一領袖全琫準なる者、全羅道古阜郡に於て、秕政革新を標榜して民衆を煽動し、所在の官衙を襲うて吏員を殺傷し、豪家を脅迫して金品を奪う等、頗る兇暴を逞うし、六月に入り殆ど全道に波及し、次いで忠清慶尚両道に於ける党人も亦陸續蜂起するに及び、最早同国政府の兵力のみにては、これを鎮圧し能わざるの状勢となつた。

ここに於て、清国政府はこの機に乘じ朝鮮懷柔の宿望を達せんとし、京城駐在官袁世凱をして密かに朝鮮政府を使嗾し、表面同政府より清国兵の来援を請わしめ、これに応ずるが如き体を裝いて出兵の準備に着手した。この時に當り、我が國に於ては、政府と議会との軋轢その極に達し、六月二日至り、公は臨時閣議を開き、衆議院の解散を奏請せんとして協議中、駐韓臨時代理公使杉村濬より、朝鮮政府が東学党の乱を鎮定するため、清国に援兵派遣を請いたりとの急電に接した。

朝鮮内政の改革

我が政府は、清国と戦端を開くの初めに当り、その直接の原因たる朝鮮の弊政を釐革し、以てその独立国たる実を中外に示し、且つ日韓の間に攻守同盟を結ぶの必要を認め、その旨を大鳥公使に訓令した。大鳥は孜々としてその実行に当り、八月二十日日韓暫定合同条款を締結し、同国政府をして我が国の助力に依り内政を改革せしめ、尚お我が國の出資に依り、京釜京仁両鉄道を敷設せしむることとし、更に二十六日に至り、日韓両国盟約を締結し、朝鮮をして我が軍事行動及びその糧食準備等に、及ぶ限りの便宜を与えることとし、絶えず同国政府を督励して、所期目的の達成に努めた。

既にして戦局は漸く進展し、九月十六日第一軍は大いに清兵を平壌に破り、これを鴨緑江外に撃退し、一挙して清兵を朝鮮国内より一掃し、翌十七日我が聯合艦隊は、黃海に於て清国北洋艦隊と会戦し、大捷を博して制海権を掌握し、又陸軍大臣より第二軍司令官に転任したる大山巖は、二十五日旅順攻略に向うこととなつた。かくて朝鮮政府も漸く我が国力の強大なるを覺り、巡察使、宣撫使等を黃海平安両道に派遣し、我が軍を慰問するの態度に出でたるが、韓廷の内訌は猶お絶ゆることなく、進歩主義の親日派大臣と保守思想を懷ける大院君一派との間に確執を生じ、互に相排擠して統一する所なく、大鳥の力を以てしては、到底これを制御し能わざる情勢となつた。

曩に我が政府は、韓廷慰問使として枢密顧問官西園寺公望を又状況視察員として法制局長官末松謙澄を朝鮮